

念 書

私は、被扶養者認定にあたり、認定対象者の雇用保険失業給付の受給資格がありますが、

状 況	<input type="checkbox"/>	(1) 受給予定または申請中である
	<input type="checkbox"/>	(2) 受給期間を延長する
	<input type="checkbox"/>	(3) 受給しない

ことを申し出し、下記の事項について誓約いたします。

↑ 該当項目にチェックを付けてください。

記

- 下表の該当事項について誓約いたします。
- 雇用保険失業給付を受給(日額3,612円未満は除く)しているにも関わらず、扶養減員申請の届出をしていなかった事実が明らかになった場合は、虚偽の事実が発生した日に遡って扶養認定を取り消されても異議申し立てません。また、その間にかかった医療費・保険給付費等、健康保険組合が負担した金額を全額返納いたします。

状況 \ 手当日額	3,612円未満	3,612円以上
(1) 受給予定 または申請中	①受給手続き後、直ちに ・雇用保険受給資格者証(写)を提出 (手当日額が記載されていること) [扶養追加時、上記受給者証を提出した方は提出不要]	①受給手続き後、直ちに ・雇用保険受給資格者証の両面(写)を提出 (給付制限期間が記載されていること) ②給付制限期間満了後、直ちに ・扶養減員申請の届出 (異動届と保険証を提出) ・保険証を使用しない
(2) 受給を延長する	①受給手続き後、直ちに ・雇用保険受給資格者証(写)を提出 (手当日額が記載されていること)	①受給手続き後、直ちに ・雇用保険受給資格者証の両面(写)を提出 (給付制限期間が記載されていること) ②受給開始後、直ちに ・扶養減員申請の届出 (異動届と保険証を提出) ・保険証を使用しない
(3) 受給しない	受給または延長等に状況が変わったときは、直ちに上記それぞれの手続きを行います。	

記 入 日	令和	年	月	日
記 号	番 号			
被保険者氏名	(印)			
認定対象者氏名			続柄	

参考条文

健康保険法第197条2項 保険者(=健康保険組合)は、厚生労働省で定めるところにより被保険者又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

健康保険法第217条 被保険者又は保険給付を受けるべき者が、正当な理由がなくて第197条2項の規定に違反して申出をせず、若しくは虚偽の申出をし、届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は文書の提出を怠ったときは、10万円以下の過料に処する。